



福島県報

目次

福島県企業局 正する規程	一	を改正する規則	四
福島県病院局 在員の服務等に関する規程	二	福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則	四
福島県教育委員会 の一部を改正する規則	三	技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	四
福島県教育委員会文書等管理規則	三	教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則	五
福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則	三	福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	五
福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部	三	福島県教育長本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令	五
		福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令	六
		福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令	六

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月23日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1資本勘定の表中「及び地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第74

資本剰余金

再評価積立
金

号。以下「再評価規則」という。)第11条」を削り、

施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行つた場合における再評価額から再評価以前の帳簿価額を控除した価額から、再評価規則第10条の再評価日現在の繰越欠損金を埋めた額を控除した額

を「資本剰余金

」に改め、「地方公営企業法第32条第1項並びに施行

令第24条第2項及び第3項の規定により」を「施行令第24条第1項の規定により欠損金の補填に充てるため」に、「第24条第4項」を「第24条第1項」に改める。

資本剰余金

再評価積
金

別表第2資本勘定の表中「及び再評価規則第11条」を削り、

備 考	年 月 日 様 職 氏名 (記名押印又は署名)
--------	-------------------------------

注 1 駐在員が2人以上の場合には、上席者が他の駐在員の分を取りまとめて報告すること。
 2 記入の要領は、福島県職員服務規程に定める出勤簿の記入の例によること。
 ただし、出勤については、押印に代え〇印をもって表示すること。
第2号様式 (第4条関係)

勤 務 日 誌										
年 月	日 ()	職 名	年 休	病 休	氏 名	特 休	欠 勤	出 張 先	出 勤、出張等の状況	本局との協議事項

備 考	処理事務の内容等
--------	----------

注 1 「出勤」から「欠勤」までの欄には、該当欄に〇印を付し、「出張先」の欄には、出張先の市町村名を記入すること。
 2 「処理事務の内容等」の欄には、その内容を具体的に記入すること。
 (病院総務課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十四年三月二十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則(平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第十九条の次に次の一条を加える。

(電子署名の実施)

第十九条の二 前条第一項の規定にかかわらず、総合行政ネットワーク(地方公共団体

の組織内情報通信ネットワークを相互に接続した広域的な情報通信ネットワークを用い、)の電磁的記録を電気通信回線を通じて送信するシステムにより發送する文書等には、公印の押印に代えて、電子署名を行うものとする。

別表第一教育庁本庁の項中「学習指導課(教指) 学校生活健康課(教生)」を「義務教育課(教義) 高校教育課(教高)」に、「学校経営支援課(教経)」を「健康教育課(教健)」に改め、同表学校を除く教育機関の項中「会津自然の家(会自) 相馬海浜自然の家(相自)」を「会津自然の家(会自)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十九条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年三月二十六日から施行する。

(教育総務課)

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成十五年福島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十一年法律第六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条第一項中「教育長は、」の下に「法第二十六条第二項各号に掲げる事務及び」を加え、「かつ、」の下に「災害その他やむを得ない事情により」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育総務課)

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則(平成二十年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「学習指導課」を「義務教育課」に、「学校生活健康課」を「高校教育課」に、「学校経営支援課」を「健康教育課」に改め、同条第二項の表学校生活健康課の項を削る。

第四条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。
十四 福島県教育センターに関する事。
第十条及び第十一条を次のように改める。
(義務教育課の事務分掌)

第十条 義務教育課においては、次の事務を行う。

- 一 市町村立学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に係る指導及び助言に関する事。
- 二 市町村立学校職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下同じ。)の定数及び人事に関する事。
- 三 幼児の就園奨励並びに児童及び生徒の就学援助に関する事(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
- 四 公立の幼稚園、小学校及び中学校の教育課程及び学習指導(学校体育に係る教育課程及び学習指導を除く。)、生徒指導並びに進路指導に関する事。
- 五 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童及び生徒の入学、転学及び退学(以下「就学等」という。)に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- 六 公立の小学校の児童及び中学校の生徒の学力向上に関する事。
- 七 小学校、中学校の教科書その他の教材に関する事。
- 八 教科用図書選定審議会に関する事。
- 九 公立の幼稚園、小学校及び中学校に係る教育研究団体に関する事(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
- 十 教育職員の免許に関する事。
- 十一 公立の小学校及び中学校の文化部活動(学校において行われる正規の教育課程としての活動以外の活動であつて、児童又は生徒が自主的に行う文化的な活動をいう。)に関する事。

(高校教育課の事務分掌)

第十一条 高校教育課においては、次の事務を行う。

- 一 県立学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関する事(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
- 二 県立学校の校長及び教員の定数及び人事に関する事(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
- 三 技能教育施設の指定等に関する事。
- 四 公立の専修学校及び各種学校の設置、廃止等に関する事。
- 五 育英事業その他生徒等の修学のための援助に関する事(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
- 六 県立高等学校の教育課程及び学習指導(学校体育に係る教育課程及び学習指導を除く。)、生徒指導並びに進路指導に関する事。
- 七 県立高等学校の生徒の入学、転学及び退学に関する事。
- 八 県立高等学校の生徒の学力向上に関する事。

- 九 高等学校の教科書その他の教材に関すること。
- 十 県立高等学校に係る教育研究団体に関すること。
- 十一 県立高等学校の文化部活動（学校において行われる正規の教育課程としての活動以外の活動であつて、生徒が自主的に行う文化的な活動をいう。）に関すること。
- 十二 中高一貫教育に関すること。
- 第十三条を次のように改める。

（健康教育課の事務分掌）

第十三条 健康教育課においては、次の事務を行う。

- 一 学校保健、学校体育及び学校安全に関すること。
- 二 学校給食に関すること。
- 三 学校栄養職員の研修に関すること。
- 四 学校保健及び学校給食の関係団体に関すること。
- 五 学校保健及び学校給食に係る助成に関すること。
- 六 食育に関すること。
- 七 運動部活動（学校において行われる正規の教育課程としての活動以外の活動であつて、児童又は生徒が自主的に行う体育的な活動をいう。）に関すること。
- 第十四条第三項の表学校教育課の項第五号中「部活動」の下に「（学校において行われる正規の教育課程としての活動以外の活動であつて、児童又は生徒が自主的に行う文化的又は体育的な活動をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（教育総務課）

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四111の項中「46」を「45」に改め、同表113の項及び114の項中「47」を「46」に改め、同表115の項及び116の項中「48」を「47」に改め、同表117の項中「49」を「47」に改め、同表118の項から120の項までの規定中「50」を「48」に改め、同表121の項から124の項までの規定中「50」を「49」に改め、同表125の項から128の項までの規定中「51」を「50」に改め、同表129の項から132の項までの規定中「52」を「51」に改め、同表133の項中「53」を「52」に改め、同表143の項中「105」を「106」に改め、同表145の項及び146の項中「106」を「107」に改め、同表147の項及び148の項中「107」を「108」に改め、同表149の項中「107」を「109」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
（職員課）

教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月二十三日
福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「福島県教育庁学習指導課」を「福島県教育庁義務教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（学習指導課）

福島県教育委員会訓令第一号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関
福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日
福島県教育委員会

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会公印規程（昭和三十六年福島県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の表福島県相馬海浜自然の家所長印の項を削り、同表福島県教育委員会附属機関代表者印の項中「20」を「19」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第二号

教育庁本庁

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日
福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二学習指導課の項を削り、同表学校経営支援課の項中「学校経営支援課」を「義務教育課」に改め、同項中第四号を削り、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同項第一号5中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第五条第一項の規定による教科書展示会の開催（小学校、中学校及び特別支援学校に係るものに限る。）

二 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十五条第二項第二号の規定による推薦（中学校に係るものに限る。）

高校教育課

一 教科書の発行に関する臨時措置法第五条第一項の規定による教科書展示会の開催（高等学校に係るものに限る。）

二 産業教育振興法第十五条第二項第一号及び第二号の規定による推薦（高等学校に係るものに限る。）

三 福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）第四十二条の二第三項の規定による学校評議員の委嘱（高等学校に係るものに限る。）

特別支援教育課

福島県立学校の管理運営に関する規則第四十二条の二第三項の規定による学校評議員の委嘱（特別支援学校に係るものに限る。）

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第三号

教 育 庁

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考中「学習指導課、学校生活健康課」を「義務教育課、高校教育課」に、「学校経営支援課」を「健康教育課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第四号

県 立 学 校

福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

福島県教育委員会

福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令

福島県立学校公印規程（昭和三十九年福島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）、第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条中「学校経営支援課長」を「高校教育課長」に改める。

第三号様式中「~~福島県教育庁学校経営支援課長~~」を「福島県教育庁高校教育課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（学校経営支援課）